

組 織 規 程

学校法人 鎮 西 学 院

鎮西学院組織規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、教育基本法・学校教育法・私立学校法の法令並びに、鎮西学院寄附行為に基づき、鎮西学院の業務の円滑な運営を目的として、これを定める。

(学院組織)

第 2 条 学校法人鎮西学院は、次の学校を置く。

- (1) 鎮西学院大学
- (2) 鎮西学院高等学校
- (3) 認定こども園鎮西学院幼稚園

2 法人の事務並びに学院全般にわたる事務を統括するため、本部事務局を置く。

(職 員)

第 3 条 鎮西学院に次の職員を置く。

- (1) 教育職員
- (2) 事務職員
- (3) 寮務・寮生活指導職員
- (4) 用務・施設職員
- (5) その他必要な職員

2 職員の任用及びその職務については、就業規則にこれを定める。

(院 長)

第 4 条 鎮西学院に院長を置く。

- 2 院長は、第 2 条に掲げる学校の教学事務を総理する。
- 3 院長は、理事長の委任を受け理事会で決定された業務を執行する。

(所属長)

第 5 条 学校または、学校付属の施設に配属された職員の所属長は学校長とする。

2 本部事務局に配属された職員の所属長は法人事務局長とする。

(事務組織)

第 6 条 本部の事務及び学校における事務を行なうため、必要に応じて課（室）及び係を設ける。

2 課（室）及び係の設置については、別にこれを定める。

第 2 章 本 部 事 務 局

(局 長)

第 7 条 本部事務局に法人事務局長を置く。

2 法人事務局長は、理事長及び院長の指示を受けて、学校法人の事務及び学院全般の事務を統括し、所属職員を監督する。

(職 員)

第8条 本部事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務職員
- (2) 用務・施設職員
- (3) その他必要な職員

2 事務職員は、それぞれ定められた上司の指示に従って、諸事務を処理する。

3 現場職員は、定められた上司の指示に従って、諸務を処理する。

(組 織)

第9条 本部事務局に総務課、経理課、管財課、広報課を置く。

2 総務課、経理課、管財課及び広報課に課長を置き、必要あるときは課長補佐、係長及び主任を置くことができる。

3 必要あるときは、用務・施設主任を置くことができる。

(職 制)

第10条 課長は事務局長の指示に従って、所管の事務を掌り所属職員を監督する。

2 課長補佐等は課長の指示に従って、所管の事務職員を監督する。

3 用務・施設主任は、事務局長及び課長の指示に従って、諸務を処理し用務・施設職員を監督する。

第 3 章 鎮西学院大学

(学 長)

第11条 鎮西学院大学「以下大学という。」に学長を置く。

2 学長は、大学を代表し校務を掌り、所属職員を監督する。

(職 員)

第12条 大学に次の職員を置く。

- (1) 教 授
- (2) 准 教 授
- (3) 講 師
- (4) 助 教
- (5) 助 手
- (6) カウンセラー
- (7) 事務職員
- (8) 寮務・寮生活指導員
- (9) 用務・施設職員
- (10) その他必要な職員

2 教授、准教授、講師・助教は、教育研究に従事し、学生の指導に当たり学部の管理運営に参画する。

3 助手は、教授・准教授及び講師の指導を受け、その教育及び研究を助ける。

4 事務職員は、それぞれ定められた上司の指示に従って、諸事務を処理する。

5 寮務・寮生活指導員は、定められた上司の指示に従って、寮務を処理する。

6 用務・施設職員は、定められた上司の指示に従って、諸務を処理する。

(組 織)

第13条 大学に、学部、教務部、学生部、アドミッションセンター、キャリア支援センター、地域連携推進センター、図書館、地域総合研究所及び事務局（入試広報課、総務課、会計課、企画課、教務学生課、留学生センター、大村サテライトキャンパス事務局）を置く。

2 学部長は、学部を代表し学長の指示を受けて、学部の諸事務を掌り、所属職員を監督する。

3 教務部長は、学長の指示を受けて、教育課程の管理運営に関する諸事務を掌り、所属職員を監督する。

4 学生部長は、学長の指示を受けて、学生支援及び学生の福利厚生に関する諸事務を掌り、所属職員を監督する。

5 アドミッションセンター長は、学長の指示を受けて、学生募集・入試および高大連携に関する諸事務を掌り、所属職員を監督する。

6 キャリア支援センター長は、学長の指示を受けて、学生のキャリア教育・キャリア支援に関わる諸事務を掌り、所属職員を監督する。

7 地域連携推進センター長は、学長の指示を受けて、本学の地域連携推進に関する諸事務を掌り、所属職員を監督する。

8 大学事務局長は、学長の指示を受けて、大学の事務を総括し、所属職員を監督する。

9 図書館長は、学長の指示を受けて、図書館に関する諸事務を掌り、所属職員を監督する。

10 地域総合研究所長は、学長の指示を受けて、研究所に関する諸事務を掌り、所属職員を監督する。

11 事務局各課に課長を置き、必要あるときは課長補佐、係長及び主任を置くことができる。

2023.4.1 改正（第13条）

第 4 章 鎮西学院高等学校

(校 長)

第14条 鎮西学院高等学校「以下高等学校という。」に校長を置く。

2 校長は、高等学校を代表し、校務を掌り、所属職員を監督する。

(教 頭)

第15条 高等学校に教頭を置く。

2 教頭は、校長を補佐し、校長に事故あるときは、その職務を代理する。

(事務長)

第16条 高等学校に事務長を置く。

2 事務長は、校長の指示を受け、高等学校の事務を総括する。

(職 員)

第17条 高等学校に次の職員を置く。

(1) 教 諭

(2) 助 教 諭

(3) 講 師

(4) 養護教諭

(5) 司書教諭

(6) 助 手

(7) 事務職員

(8) 寮務・寮生活指導職員

- (9) 用務・施設職員
 - (10) 運行・施設職員
 - (11) 学校医
 - (12) 学校歯科医
 - (13) 学校薬剤師
 - (14) その他必要な職員
- 2 教諭・助教諭及び講師は、生徒の教育を掌るとともに、これに関連する校務を分担する。
 - 3 養護教諭は、生徒の養護を掌るとともに、これに関連する校務を処理する。
 - 4 助手は、教諭・助教諭及び講師の指示に従い、その職務を助ける。
 - 5 事務職員は、上司の指示に従い、諸事務を処理する。
 - 6 寮務・寮生活指導職員は、上司の指示に従い、寮務を処理する。
 - 7 用務・施設職員は、上司の指示に従い、諸務を処理する。
 - 8 運行・施設職員は、上司の指示に従い、運行・施設業務に従事する。

(組 織)

- 第18条 高等学校に、職員会、委員会、教科主任会、学年会、生徒会、寮、保健、図書館、視聴覚・放送、カウンセリング、外国人留学、PTA、厚生慶弔会、防災団及び同窓会事務局を置く。
- 2 第1項の各会等「別表（高校委員会構成）」は、校長の指示を受けて、教員に関する諸務を掌り、教員を監督する。

(事務室)

- 第19条 高等学校に事務室を置く。
- 2 事務室に事務室長を置く。
 - 3 事務室長は、事務長の指示を受けて、学校事務を掌り、所属職員を監督する。

第 5 章 認定こども園鎮西学院幼稚園

(園 長)

- 第20条 認定こども園鎮西学院幼稚園「以下認定こども園という。」に園長を置く。
- 2 園長は、認定こども園を代表し、園務を掌り、所属職員を監督する。

(主 任)

- 第21条 認定こども園に主任を置く。
- 2 主任は、園長を補佐し、園長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 3 認定こども園に対する苦情についての対応窓口を務める。

(職 員)

- 第22条 認定こども園に次の職員を置く。
- (1) 教 諭
 - (2) 助教諭
 - (3) 用務・施設職員
 - (4) 運行・施設職員
 - (5) その他必要な職員
- 2 教諭及び助教諭は、園児の保育にあたるとともに、これに関連する園務を分担する。
 - 3 用務・施設職員は、上司の指示に従い、諸務を処理する。

4 運行・施設職員は、上司の指示に従い、運行・施設業務に従事する。

第 6 章 補 則

(学校医、学校歯科医、学校薬剤師、産業医)

第 23 条 鎮西学院に学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び産業医を置く。

2 学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び産業医は、院長の委嘱を受け、学校保健法第十六条及び労働安全衛生法に定める職務に従事する。

第 7 章 参 事

(目 的)

第 24 条 この規程は、学校法人鎮西学院（以下「学院」という）における参事について、必要な事項を定めることを目的とする。

(資 格)

第 25 条 参事は、学院の建学の精神及び教育方針を理解し、人格高潔にして広く社会の事情に通じる者とする。

(任 命)

第 26 条 参事は、所属長が必要と認めた場合、学院の教職員及び学院に関係する学識経験者の中から院長が任命する。

(職 務)

第 27 条 参事は、学院の運営及び教育に関し、所属長の求めに応じ意見を述べるものとする。

(日当その他)

第 28 条 参事の職務を遂行するときは、役員・評議員の旅費・交通費規程を適用し日当・交通費を支給する。

この規程に定めるもののほか、参事に関し必要な事項は、院長が別に定める。

2019 年 4 月 1 日改定

第 8 章 宗 教 主 事

(目 的)

第 29 条 この規程は、鎮西学院が建学の精神に基づくキリスト教教育を実践するために必要な事項を定めることを目的とする。

(宗教主事)

第 30 条 鎮西学院に総宗教主事を置く。

総宗教主事は大学または高校の宗教主事が兼務する。

学院総宗教主事は院長直轄とし、学院の宗教行事を統括する。

(任 命)

第 3 1 条 学院総宗教主事及び大学と高校の宗教主事は、教職員の中から選び院長が任命する。

※2015 年 4 月 1 日施行 第 29 条～31 条を新設

第 9 章 名 誉 院 長

(趣旨)

第 3 2 条 この規程は、学校法人鎮西学院名誉院長の称号授与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授与対象者)

第 3 3 条 次の各号の一に該当する者のうち、本学院において顕彰することが
適当と認められる者には、名誉院長の称号を授与することができる。

- (1) 学院の建学の精神を、学内外に広く浸透させることに特に顕著な貢献があった者
- (2) 地域内外に対し、学院の存在及び評価を高める上で特に顕著な貢献があった者
- (3) 本学の運営及び経営に特に顕著な貢献があった者
- (4) その他理事長が特に顕彰することが必要と認める者

(選考)

第 3 4 条 名誉院長の称号授与者は、理事会の議を経て理事長が決定する。

(通知)

第 3 5 条 理事長は、名誉院長の称号を授与するときは、文書にその旨を明記して、本人に通知するものとする。

(称号授与の取消)

第 3 6 条 理事長は、名誉院長の称号を授与された者が、その名誉を損なう行為をしたと認められたときは、理事会の議を経て、名誉院長の称号を取り消すことができる。

(雑則)

第 3 7 条 この規程に定めるもののほか、名誉院長の称号の授与に関し必要な事項は、理事会が定める。

※2015（平成 27）年 4 月 1 日新設

第 10 章 教 育 顧 問

(目的)

第 3 8 条 この規程は、学校法人鎮西学院（以下「学院」という）における教育顧問に

ついて、必要な事項を定めることを目的とする。

(人選)

第39条 学院に深い理解のある学院内外の有識者の中で、適任な者を教育顧問とする。

(任命)

第40条 教育顧問は、理事会の議を経て理事長が任命する。

(職務)

第41条 教育顧問は、学院の運営及び教育に関し、理事長の求めに応じ意見を述べるものとする。

※2015（平成27）年4月1日新設

(報酬)

第42条 場合により、教育顧問に対して報酬を支払うことができる。

※2015（平成27）年9月25日第42条を追加

付 則

この規程は、大正14年9月1日から施行する。
この規程は、昭和22年4月1日から施行する。
この規程は、昭和23年3月31日から施行する。
この規程は、昭和26年3月10日から施行する。
この規程は、昭和30年4月23日から施行する。
この規程は、昭和41年1月25日から施行する。
この規程は、昭和42年2月7日から施行する。
この規程は、昭和52年4月1日から施行する。
この規程は、昭和55年4月1日から施行する。
この規程は、昭和63年3月31日から施行する。
この規程は、平成2年4月1日から施行する。
この規程は、平成8年4月1日から施行する。
この規程は、平成12年4月1日から施行する。
この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。
この規程は、2003（平成15）年4月1日から施行する。
この規程は、長崎ウエスレヤン短期大学を削除し、
2003（平成15）年5月30日から施行する。
この規程は、2004（平成16）年4月1日から施行する。
この規程は、2005（平成17）年4月1日から施行する。
この規程は、2007（平成19）年4月1日から施行する。
この規程は、2009（平成21）年4月1日から施行する。
この規程は、2010（平成22）年4月1日から施行する。
この規程は、2012（平成24）年4月1日から施行する。
この規程は、2014（平成26）年4月1日から施行する。
この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。
この規程は、2015（平成27）年9月25日から施行する。
この規程は、2016（平成28）年1月1日から施行する。
この規程は、2016（平成28）年4月1日から施行する。
この規程は、2017（平成29）年10月27日から施行する。

この規程は、2018（平成30）年4月 1日から施行する。
この規程は、2019（平成31）年4月 1日から施行する。
この規程は、2023（令和5）年7月 1日から施行する。